

屋外広告業の特例届出申請・変更等 (提出書類一覧)

平成17年9月

岡山市都市整備局都市計画課

1 岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けた者に関する特例について

(1) 届出書類一覧

岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山市内で屋外広告業を営む場合、新たに登録を受ける必要はなく、下表に従って所定の「特定屋外広告業届」に必要事項を記載し、1部提出してください。(条例第33条の14)

【特例に基づく屋外広告業届の届出書類一覧表】・・・印が必要書類です。

書類の名称(様式番号)	申請者の区分		備考	根拠条項
	個人 未成年	法人		
特例屋外広告業届 (様式16号の8)			手数料は必要ありません。	・条例第33条の14 ・規則第23条の10第1項
岡山県又は倉敷市の登録を受けたことを証する書面			屋外広告業登録済証の写し(有効期間内のもの)	・規則第23条の10第2項
業務主任者となる資格を証する書面			屋外広告物講習会修了証書の写しなど	・規則第23条の10第2項

注) 上記書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

なお、岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山県又は倉敷市の条例に基づいて「更新の登録」を受けた場合、再度、上記の届出が必要です。

(2) 届出手数料

必要ありません。

(3) 屋外広告業届出簿

特例屋外広告業届を提出すると、屋外広告業届出簿へ届出事項が記載され、一般の閲覧に供されます。(条例第33条の14)

(4) 届出事項の変更について

届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、岡山県又は倉敷市に届出を行ったときから30日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。(条例第33条の14、規則第23条の10)

【変更事項と必要な申請書類一覧表】

変更事項	必要書類
屋外広告業者(法人)の 名称・代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・屋外広告業登録済証の写し又は屋外広告業登録事項変更届の受理通知等(新たに発行された場合に限る)
屋外広告業者(個人)の 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・屋外広告業登録済証の写し又は屋外広告業登録事項変更届の受理通知等(新たに発行された場合に限る)
屋外広告業者の住所・所 在地	<ul style="list-style-type: none"> ・特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・屋外広告業登録済証の写し又は屋外広告業登録事項変更届の受理通知等(新たに発行された場合に限る)
営業所の名称・所在地の 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・屋外広告業登録済証の写し又は屋外広告業登録事項変更届の受理通知等(新たに発行された場合に限る)
業務主任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・業務主任者となる資格を有することを証する書面 ・屋外広告業登録済証の写し又は屋外広告業登録事項変更届の受理通知等(新たに発行された場合に限る)

(5) 廃業等の届出について

必要事項を記載し、屋外広告業廃業等届(様式第16号の3)を1部提出してください。

2 その他

(1) 岡山市屋外広告物条例等の閲覧

岡山市屋外広告物条例/岡山市屋外広告物規則の閲覧については、岡山市のホームページから閲覧できます。

(2) 屋外広告業に関する問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市都市整備局都市計画課

都市景観係(本庁舎6階)

TEL 086-803-1373 / FAX 086-803-1741